



「和歌山県在宅育児支援事業給付金」

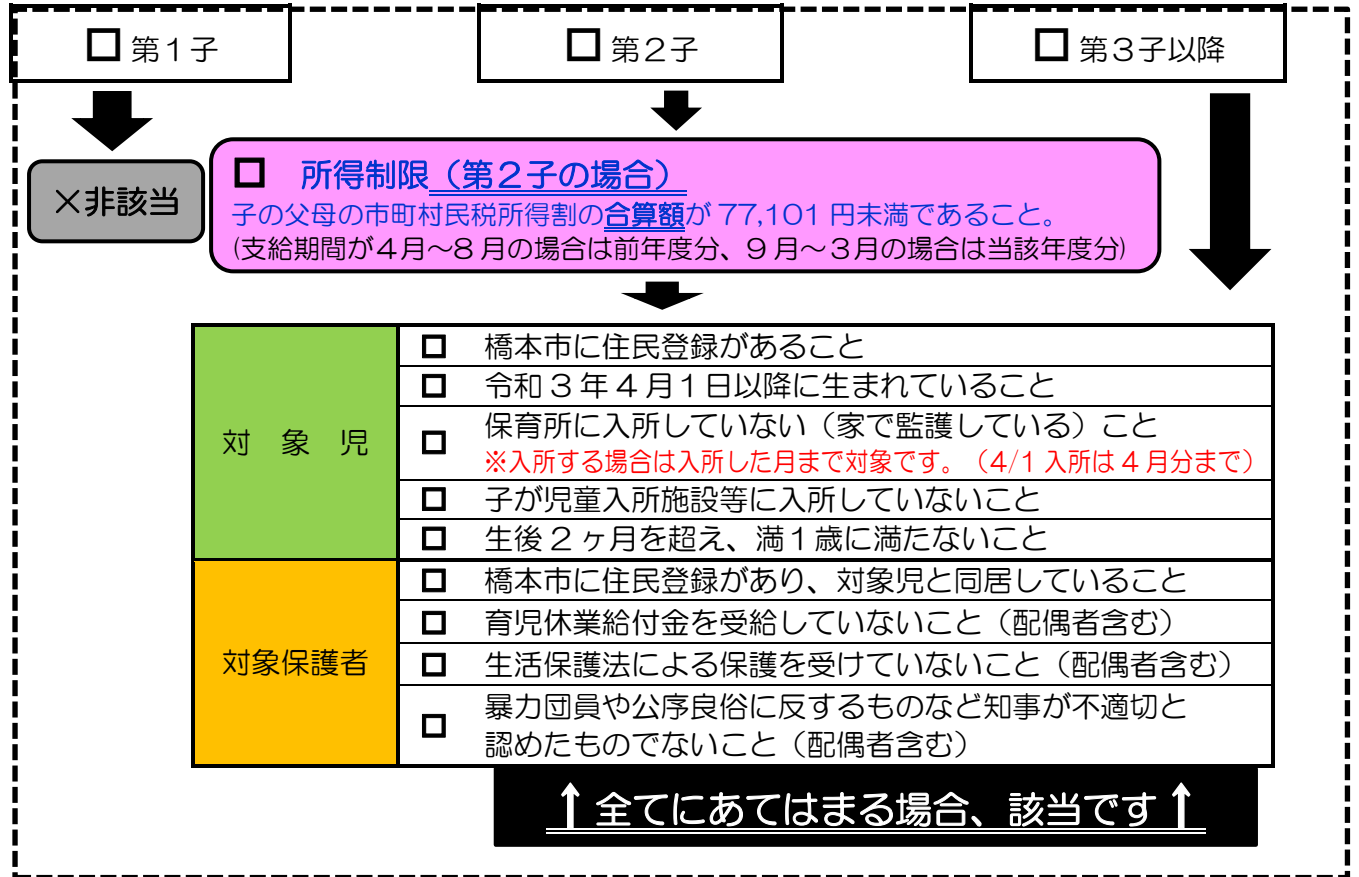


子が2人以上いる世帯の0歳児を対象に**在宅育児支援**をしています。

1. 支給額 対象となる乳児1人当たり月額15,000円（最大10か月で15万円）

2. 対象者

令和元年10月から始まった、認可外保育施設等を利用する0歳児クラス（市民税非課税世帯）の保育料無償化により、給付を受ける場合は、在宅育児支援事業が受けられない場合がありますのでお申し出ください。



3. 申請に必要なもの

★全員必須★	◎申請者、申請者の配偶者および対象児の健康保険証
	◎申請者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など）
申請者および申請者の配偶者が被雇用者の場合	◎育児休業給付金受給申請状況証明書 ※育児休業給付金を受領していない（予定も含む）ことを勤務先に証明してもらう必要があります。
申請者と子の関係が橋本市の住民基本台帳で確認できない場合	◎子との続柄や対象児が第2子以降であることが確認できるもの（戸籍謄本など）
第2子にかかる申請時で、申請者および申請者の配偶者の住民税情報を橋本市で確認できない場合	◎市町村が発行した市町村民税の所得割額が記載された証明（課税証明書など） ※支給期間が4月～8月の場合は前年度分、9月～3月の場合は当該年度分

4. 申請窓口・お問い合わせ先 橋本市こども課子育て係 0736-33-6102(こども課直通)

※詳しくはホームページをご確認ください。

※本給付金は雑所得として課税対象となるため、確定申告又は住民税の申告が必要となる場合があります。

詳しくは、粉河税務署又は橋本市税務課へお問い合わせください。